

第十六回国会 衆議院 通商産業委員会議録 第十八号

昭和二十八年七月十六日(木曜日)

午後二時十三分開議

出席委員

委員長 大西 頑夫君
理事小平 久雄君 理事福田 一君
理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君
理事水井勝次郎君 理事伊藤卯四郎君
理事首藤 新八君

出席國務大臣

小川 平二君 小金 義昭君
田中 龍夫君 土倉 宗明君
馬場 元治君 柳原 三郎君
加藤 清二君 齋木 重一君
下川儀太郎君 中崎 敏君
山口シヅエ君 始関 伊平君

出席政府委員

通商産業政務次官 古池 信三君
通商産業事務官 松尾泰一郎君
(通商局次長)
中小企業庁長官 岡田 秀男君
通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井由太郎君

委員外の出席者

参事人(八幡製鉄株式会社常務取締役) 稲山 嘉寛君
参事人(野崎産業株式会社取締役会長) 野崎 一郎君
参事人(日本貿易会専務理事) 谷林 正敏君
参事人(日本貿易会専務理事) 谷崎 明君
専門員 越田 清七君

七月十六日

委員塚原俊郎君辞任につき、その補

第一類第十一号 通商産業委員会議録第十八号 昭和二十八年七月十六日

欠として坪川信三君が議長の指名で委員に選任された。

七月十五日

盛岡市に電気試験所支所設置の請願(柴田義男君紹介)(第四一〇六号)
農事用電力料金引下げの請願(高津正道君紹介)(第三九七七号)
日中貿易促進に関する請願(帆足計君外二名紹介)(第三九七九号)
菅平硫黄採掘反対に関する請願(吉川久衛君外三名紹介)(第四〇二四号)
電気料金値上げ反対の請願(高橋圓三郎君紹介)(第四〇二九号)
の審査を本委員会に付託された。

本日(の)の会議に付した事件
連合審査会開会に関する件
連合審査会開会申入れに関する件
輸出取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)

○大西委員長 これより会議を開きます。本日の日程に入ります前に、水害による石炭産地の被害復旧対策に対し、伊藤委員より発言を求められてお

りますので、この際これを許します。伊藤卯四郎君。

○伊藤(卯)委員 通産大臣がお見えになりましたので質問をいたしますが、大臣も御承知のように、七月八日に本委員会に決議をいたしました。それは石炭小委員会の水害炭復旧について、九箇項目にわたるものであります。そのうちで特に、つなぎ資金として、十億円の緊急処置をとられたというところを、あわせて私には大臣に質問し、要望しておいたものであります。小委員会できめ、本委員会に決定し、さらに私が関連して質問をいたしました。それから私からもう八日間か

第でございませう。

○伊藤(卯)委員 八日間もたつて、具体的に道はちつともあかぬのですか。さらには大野國務大臣は現地から帰つて来られて、この石炭に関する限りにおいて、私は具体的な報告をされておると思うのでございませう。多分大臣もそれをお聞きになつておると思うのであります。聞くところによると、大野國務大臣は現地の水害炭代表に、五億円は緊急つなぎ資金を約束をして帰つておるようでありませう。従つてそれらの約束をして帰つて来られれば、当然所管は通産大臣に關することでありませうから、大臣はこれを聞かれ、さら

額は十五億でございませうが、われわれの承認も得ないで、すぐ出すということをや明されました。われわれはそれをさつそく追認しておいたわけでございます。その後、まだほかいろいろわれわれの方で研究したのも、ま

○伊藤(卯)委員 最近この院内におきまして、この炭水害等は第二義的に扱われつつある、とよくこれは影が薄くなつて行きつつある、こういうことが今院内でも流布されております。またややともすれば、そういう状態に今なりつつあります。これは私は通産大臣の政治力というか、大臣がもつ責任を持ち、熱意を込めておやりにならぬところに、だん／＼国会内におけるところのこの水害対策特別委員会の中からは、漸次除外されて行きつつあるのではないかと気がするのであります。大臣は一生懸命にやつておられることをおつしやいますけれども、それが具体的に解決されて行かなければ、まただん／＼第二義的に扱われて行くということになれば、これは大臣の政治力の貧困の問題を、おのずから論議されるようになると思つて、しかも

この問題につきましては、大野国務大臣が、先ほど私が申したような現地に

は遺憾に存じます。

対する約束をして来ておる、ところが

○伊藤(卯)委員 どうもあなたの答弁

つなぎ資金の問題も、復旧対策の問題

を伺つておると、のれんに腕押しの上

も、具体的にならぬというので、現地

の炭鉱被害者の連中に、あなたの出先

機関であるところの石炭部長はとりか

こまれて、実にひどい上げをく

つておるようであります。そういう点

から現地本部も問題にならぬ、中央本

部もあのような約束をしておるけれど

も、具体的解決に何ら熱意を持つてや

つておらぬというので、六、七十名の

諸君が今晚から明日の朝にかけて押し

かけて来ることになつておる。これは

当然あなたのところへも行くでしよ

う。現地でそれを即決すると政府は高

言しながら、そのような事態が起るま

で放任しておくことにははなはだ

怠慢ではないか。これら現地の諸君が

来れば、当然何らかあなたは答弁を

されなければならぬと思うが、それに

対する用意を準備されておるかどう

か、伺いたい。

○岡野国務大臣 御承知の通りに十五

億出しましたが、また五億何千万円が、

特にその方に行くというようなことが

話されておるのであります。これは

中小企業全体に關連しているように私

聞いておりましたので、それでは石炭

の方の關係に薄いのではないかと、同時

に小委員会の方の御決議もございま

したので、これは何かそれよりも少

し足し前してやらなければならぬと思

うのでございまして、政府資金の放出

に二、三日前に大蔵大臣に話し、事務

当局に流しておいたわけでございます

が、ただいま十分検討中だそうござ

いまして、下までまわつておらぬこと

は遺憾に存じます。

○伊藤(卯)委員 どうもあなたの答弁

を伺つておると、のれんに腕押しの上

のなことで、まつたくちがあかぬ、

だから平常であればそれでもまあしん

ぼうしますが、こういう緊急処置のも

のを、一体そういうのれんに腕押しの上

のなことで済ますことはいかぬと思

います。そこで何らかこれを具体化して

行くところの熱意と責任を示さなけれ

ばならぬと思ひます。そういう点から

このつなぎ資金の問題についてもと

か議論をされておりますが、つなぎ

資金としてどんな性質のものを考えて

今進められつつあるのか、あるいはど

のくらの金額を融通しようと思は

れるのか。あるいはさらにまた復旧資

金としても、どういふような対策を立

てて至急これを復興させて行こうとし

ておられるか、それらに對してもう少

し大臣は具体的に親切に責任のある答

弁をしてもらわなければならぬ。わ

れわれ委員会といたしまして、さき

に小委員会で至急とりまとめ、それか

ら緊急を要するものなりとして本委員

会でもこれを満場一致決議をされてお

るのでございまして。やはり院議の尊重

の意味においても、私はもう少し大臣

は責任のある立場に立つて、これらの

問題に對する処置をしてもらわなけれ

ばならぬ。今申し上げた点に對しても

う少し具体的に告示しを願ひたい。

特別の立法もございませぬし、今度の災

害を受けた点によつて見ますと、どう

も金融措置というものが、制度として

現行法でははなはだ不完全であるとい

うことを私は見ております。と申しま

すことは、中小企業炭鉱であります

が、市中銀行、相互銀行、信用金庫な

どに今後政府の資金を預託してまわす

ということになつておりますが、これ

がどうも市中の普通の金融に乗らない

ものでございまして、また出先の通商

局の事務官あたり、いろ／＼このあつ

せんはいたしておるのでありますけれ

ども、何さままだいまの制度の上での

あつせんでございまして、極端に申し

ますれば、国家が損失補償するという

ようなところまでの腹つもりでこの金

を出して、急場を救うということが現

行法上許されておられませんので、現行

法をかえていただくかなければならぬ

ということとは将来のためには思つてお

りますけれども、ただいまの問題とい

たしましては、やはり現在の制度のも

とにおいてできるだけの努力をして中

小企業炭鉱にまわす。それにはわれわ

れが現地においてできるだけあつせ

ん申し上げると同時に、私といたしま

しては、炭鉱の方はほかと違いまし

て、もう少し政府資金を出さなけれ

ば、とても立つて行かぬ。ことに小委

員会の御決議もございしますものでは

ら、特に石炭に關する限り、今後もう

少しよけいに出してもらいたいとい

う要求をして、大蔵大臣と私は話したの

ですが、同時に事務当局の方でもそ

う方向に努力せられつつある。しか

し、何さま非常に広汎なものでござ

いまして、その全貌がまだはつきりいた

しませんので、あるいは手落ちの点が

あるかも存じます。

○伊藤(卯)委員 今大臣の答弁された

点を伺いますと、それは平常のときと

同じやり方ではないかと思つてござ

います。今度の場合ははし／＼申し上

げるように非常に緊急を要するので、

現地には大野国務大臣を派遣して現地

本部をつくり、各省の代表として局長

級の人たちを大野国務大臣の幕僚とし

て送つて、そこでまとめられたものを

中央本部においてこれを即決する。そ

のために議論もされておりましたが、総

理大臣も来た方がよからうというの

で、その結果緒方副総理が本部長にな

られておるのであります。そういう点

から、従来のなわ張り主義というの

管轄主義というか、そういう古い制度

にとらわれたようなやり方でなく、緒

方副総理のもとにおけるこの扱

いは、各省にとかくのそういう議論は

させない。そこで統一即決するという

ことを初め政府側でも言われておつた

ことではございませぬか。そういう点

から国会においてもこの問題は超党派

として水害対策特別委員会をつくつ

て、そこできめることには對しては、国

会においてもあけて協力する、こうい

うことになつておるのではありませ

ぬか。今大臣の言われることを伺つて

おると、平常のときと同じ。各省がセ

クショナルリズムとかかわ張り争ひとか、

管轄争ひとかいふようなことで、いた

ずらに日にちを過しておつたのでは、

この問題の対策は立ちまはしません。こ

れらに對して國民に約束されておりな

がら、さて実行に移すということにな

れば、各省との關係においてこれがや

れない。私は何といつても政府が國民

に約束したことは、被害者の期待にこ

たえてやるべきだと思つては、遺

憾ながらそれがまだやられていない。

そういう点はあなた一人を追究しても

どうかと思つて、後ほど緒方本部長に

来てもらひまして、私は十分意見交換

をするつもりであります。

いま一点伺ひますが、水害炭鉱への

つなぎ資金あるいは復興融資をする資

格条件というものがござりませんか、その

ために通産省側として、閣議なりある

いは役所側に押しがきかぬのではない

かといううわさも立つております。ま

た全部炭鉱を助けるということなら、

それは困るといふ意見の出でること

も聞いております。そうすると、この

融資を受ける炭鉱の資格条件、そうい

うものが通産省でござりませんか、こ

ら、これらの問題が軌道に乗らないと

いうことも聞いておるのであります

が、一体このつなぎ融資の条件は、ど

ういふようなところにその基準を置

ておられるか、そういう点等もしある

とするならば伺ひたい。

○岡野国務大臣 在來は資格条件とい

うものがあつたはずでございますが、

今回は、先ほど仰せのごとく、そ

ういふことを無視するといふとおかし

うございまして、超越して、緊急

にこれを助けて行きたいといふので、

この際はそういうことを申しませぬ

われ／＼の方ではやつております。

それから先ほどのお話でございます

が緊急対策といたしましては、御承知

の通りに大野国務大臣が本部の許可も受

けないで、全権をまかされたものです

から、勝手／＼勝手に、勝手というわけ

でもございませぬが、十分向うの意思

を聞いて即座に資金を出すといふことを

表明しまして、そうしてわれ／＼が事

後承諾を与えておられるのです。しかしそれではいわゆる緊急の手当というだけでございまして、私どももいたしましては、なか／＼そんな金で済むわけのものじやない。同時に、相当政府が腰を入れてあのつなぎ融資をしなればならぬ、こういうわけでございまして同時に、かた／＼委員会で御指導をこういたしましたので、われ／＼といたしましては、余分に財政資金をとりたいたいという努力をいたしておる次第でございます。

○伊藤(卯)委員 今大臣の答弁を伺いましてわかつたのでありますが、さらにはつきりさしておきたいと思ふことは、経営者側からせよ復旧されたという希望のあるもの、それからまた復興資金の申込みのあるものには、甲、乙、丙、丁にかかわらず、その条件をつくらずに、全体にわたつてこの際それらに対しては復興してやうという道産省の方針であるかどうかを、もう一べんここではつきり伺つておきたいと思ふのであります。

○岡野国務大臣 先ほども申しましたように、今まではなか／＼むずかしい資格条件がございましたけれども、しかしこの天災により損害を受けたときに、今までの平時のごとき資格条件というふうなものを云々してございまして、被害者に対してお気の毒でございますので、そういうことは抜きにしまして、とにかくわれ／＼といたしましては、できるだけ復旧したい、こういうふうなお方にはこれに対して十分なることのできるように大いに努力しようと思つて腹をきめてやつておるわけでありませう。

○伊藤(卯)委員 約束の大臣の時間が

来ましたので、またこれ以上岡野大臣を責めることも、お互い一緒に毎日審議するのにとどまるといふ気もしますから……、ひとつほんとうに災害復旧のために大臣の政治力を百パーセントきかしてやつていただきたい。これは私どもが今後道産行政の上に大臣を信頼できるかどうかというきわめて重大な試験台であると言葉が語弊があらりますけれども、われ／＼はそう見ざるを得ない点もありませんから、第二義的に取扱われたい、とかく忘れられたり、それからまた二千万のつなぎ資金、復興資金を貸して、これをどういうように復興させようかという、そういうことでいたすに日にちを過ぎないようにして、院議を尊重する意味において、ひとつ全力を尽して早急具体的に解決されるよう、この際切にお願いをしておきたいと思ふのであります。

さらに委員長に申し上げておきますが、緒方副総理が見えられませんでしたら、だちに本委員会に御出席されるようおとりはかりを要望いたします、大臣に對する質問はこの程度で打切つておきます。

○下川委員 ただいま伊藤委員から強い要望がございましたが、私も同感でございます。ところで先般わが党の加藤委員から、九州の水害に関連して、中部並びに関西地方の業者が益害を控えて弱つておる、その被害も非常に甚大でございます。たとえ小さい静岡市の例をとつてみますと、約八千円もの被害高であります。それに対しては大臣は、そのとき十二分に関連産業の被害に對しましては考慮するといふことを言われておられますが、どのような考慮が具体的に払われたか、その

点ひとつお伺いしたいと思います。

○岡野国務大臣 そういふ面につきまして、まだ詳細なる報告を受けておりません。しかし私といたしましては、関連産業並びに関係の手形発行者などというものは、現地にいたなくても当然臨時の損害を受けているわけでございますから、これは現地にあるとまはたほかの地にあるとを問はず同じような被害者として考えて、それに公平に援助の手を差延ばすということに努力しておりますから、大体そういう趣旨は部内にもちやんと通じておりますし、対策本部でも持込んでやつておることと存じます。詳細な点は私まだよく存じておりません。

○下川委員 この前の石炭小委員会の報告並びに文書をもつてすでに委員長の方から差出しておるので十二分に大臣はそれは御承知のことと思ひます。しかも益害を前に控えて非常に困難に對する中小企業あるいは関連産業に對する問題でございますから、強く要望したはずでございますが、今日もうすでにお盆が来ておる。しかも教団の関連産業の被害に對して考慮中とか、あるいは研究中とか、調査中とかいふことは、担当の大臣としてはなほ不誠意じやないか、さういふ心得ますか、その点はどのようにお考えでありますか。

○岡野国務大臣 私は道産行政上、これに對して対策本部を置いておるものがございますから、その方面を十分ひきつづけて、対策本部に適當な措置を早くするやうにしようと思つておる。その方面をやる役目でございますし、その方面をやる研究の過程でございますが、実のところ全貌がわかりませんものですから、いろいろこれを検討してやつておることと、こう考えております。

○下川委員 その具体的なものをわれわれはお伺いしたので、たとえば私がちよど静岡県に歸つて参りますと、この問題が非常に取上げられておる。そこで石炭小委員会の報告をかねて関連する産業の被害についての要望を私はして来た。そこで大臣がほんとうに誠意をもつてやつてくださるならば、大蔵当局に向つて、あるいは市中銀行その他の金融機関に、九州の水害に關連する産業が非常に弱つておるから、何とか金融措置をやつてくれとか、あるいはまた手形の問題、あるいはつなぎ資金の問題等を十二分に考慮してくれというふうなことを、大蔵当局を通して地方銀行あるいは地方当局に言つていただいてもいいじやないか、かように私は考へるので、調査中とか、あるいはまた考慮とかいふことで逡巡しておつたのでは、何ら具體的な効果は上つて来ない。そのうちにはお盆が来てしまつて、しかも多くの産業が次々とつぶれて行く。目の前に現実につぶれて行く姿が今日たくざんあるのではありませんか、もし誠意があるならば、やはり大蔵当局を通じてでも、どういふ形においてでも、地方の自治体あるいは金融機関にその十分な配慮を願つてこそ、われ／＼の尊敬になされたか、その点をもう一度お伺いしたい。

○岡野国務大臣 お答え申します。本部におきましては、私は大蔵大臣に十分毎日のように催促しております。それからまた中央対策本部に對しまして

は、私の方でも事務当局を出しておりますから、それに毎日事務次官から指令いたしてやつております。それから全国の一々全国と申してもそう大して、この九州の被害に對しては關係のない地方もございまして、しかし全国の通産局長に、こういうふうなふうになつて金融措置もしてあげなければならぬ、また普通の制度であつたならば、これはなか／＼できぬことではありますけれども、市中銀行並びに各種の金融機関からごあつせんするようにも、また手形なんか期日が来てどうするから、そういう場合には手形の保全と同時に、その手形を持つて困つておる人には、こういうふうにしてあげてくだされと、こういうことは各通産局長に指令を出してやらしておるはずでございます。

○下川委員 もう一つ、この前の石炭小委員会の報告の最後に、九州の水害と関連して、多くの石炭業者あるいはその他の産業が、休業あるいは企業整備を首切つたりあるいはまたいろいろ労働基準法の違反をやつておるといふことを私は強く表明しておきました。それについて、十二分に当局側として、労働行政の上にもその意思を反映していただきたいというふうな報告をやつておられますが、いわゆる通産大臣としては、労働省の方に対して、そのような警告あるいはまた要望をしてくだされたかどうか、その点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○岡野国務大臣 むろん労働省の方に連絡をとつてございまして、われわれの方で考えますことは、この経済が

三

先行き不況にでもなつて来やせぬかというふうなことを、むしろ心配しておきますところの時代におきまして、首切りがあつたりまたこれがつづけて行つたりするということは、これはよくないことだ、原則的によくないことだから、できるだけそういうことはお手伝ひして続けて行き、資金も支払つて行けるようにやつて行きたい。と同時に、資金の支払いがあるために、立てかえとして融通資金をとかく十五億を早くわけて、何でも六月の初めの資金は二十四、五日ごろに払われる、六月下旬の分は今月の初旬に払われる、こういうことを聞いておられますので、その点は万遺漏なくやつておるはずでございます。

○下川委員 先ほどの水害に関連する中小企業の、あるいはまた関連する産業の被害に対する対策並びに労働者の首切り等のなきよう、強く大臣から各省にわれ／＼の意見を反映していただきたい、この点を強く要望いたしましたので打ち切ります。

○加藤(清)委員 私は一点だけ、ただいま先輩委員伊藤さんの質問に関連しまして、この前、すでに十日ばかり前に、送つた品物が流れておかげで金をとることもできなければ、手形に困つてゐる、そういう方々に対してどのよ様な処置をとつていただいておりますか、これはさしずはするということでありましたが、さしずはするくらいでは銀行は言うことを聞いてくれない。大臣は大体銀行家はすずである。いつもお話しやるように、私は実業家の出身だ、銀行家の出身だ、それだつたら銀行が一時間一分も待つたなしで不渡りを行くらわせるということをよく御存じのは

ずなんです。だからこれに対して早く大蔵省ともよく協議の上、そういうために手形不渡り、倒産にならないようにしていただきたい、すぐ手を打つて、こういうお話であつた。ところがあれから十日過ぎた今日の間に、東京で毛織物商の四億の公称資本金を持つておるものが倒れた。大阪の公称資本金八億のものが倒れた。そのおかげで、大阪と愛知地方では今でんやわんやの大騒ぎになつておる。それが原因はどうかという、夏物が売れないからというところが一番大きい原因なんです。ところがせつかく九州へ売れなかつた品物が流れてしまつて金がかたなかつたら、これは一層それに輪をかけて倒産が続出するというに相なつて、とても銀行が管理ができない状態になつて来るのではないかと、それがあつて、いや現に起つておるのであります。すでに十日前に警告したときに、そういうおそれがあるから、早く手打つてをもらいたいというたにもかかわりませず、今日その十分な手打つてできていないというところは、まことに遺憾に思つております。この点、銀行家であらせられる大臣は、一体どのように考へていらつしやるのか。これからでもいいですから、ひとつその覚悟のほどをこの際示して、ほんとうにそのために倒産が続出しないような手を早急に打つていただきたいものだ、こう思うわけなんです。

○岡野國務大臣 この前のお話を伺いましたので、さつそく大蔵大臣にも話しましたし、事務当局から大蔵省の事務当局にも連絡いたしました。大蔵大臣の話では、前例もあることだから善処する、こういう返事がありました。

た。そしてさつそくとりははからつても、さつそくやりますと、こういう返事でございませう。でございませうから、もしそういうことがございませうならば、ひとつ大蔵省並びに日銀の方へ御紹介してもよろしくございませうから、もしお困りの人がありましたら、お知らせ願ひしたいと思います。ただ漫然として倒れてしまつたのを見ておるわけに参りませんから、何と申しまして、たくさんの業者でございませうから、どの方々が手形が不渡りになりそうである、困つておることは、こちらでちよつと調べがつきませうから、もしおわかりでございませうたらお知らせ願つて、それに対する適当な処置をとるようにお願ひしたいと思います。

○加藤(清)委員 それじやその問題はさつそくお知らせしますが、大勢の業者の声を全部一堂に集めてするといふわけには参りませぬので、私はこの前、これに便乗して、九州へ送つていぬいにかかわらず、送つて流れたというふうな悪徳業者は、これは制御をすべきである。しかしそうでないものについては、銀行に指令を發して適当な処置を講じてもらいたい。手形の書きかえなりあるいは要すればモラトリアムまでもやつていただきたいというところをお願いしておいたわけですが、今この大臣のお答えですと、通知してくれというところでございませうから、それは私の手元で集まつておきます材料ならばさつそく提出が出来ますけれども、それに漏れた方も多々あると存じます。そこでそういう漏れたものに対して、ほんとうに政府の親心が行き届くような方法というものをよく考究し

ていただいて、被害者に全部親心が行き届くようにしていただきたい、こうお願ひするわけですが。

○大西委員 次に輸出取引法の一部を改正する法律案を議題としたし、参事より意見を聴取いたしました。この際参事各位に一言ごあいさつ申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまして、この厚くお礼を申し上げます。参事におかれましては、それぞれのお立場より、忌憚ない御意見を述べただければ幸甚に存ずる次第であります。

それではこれより順次参事より意見を述べ願ひいたします。まず八幡製鉄株式会社常務取締役稲山君より御意見の御開陳をお願いいたします。

○稲山参事 御指名によりまして、簡単に意見を述べさせていただきます。参事、おそれなくさつそくお呼び出し願ひいたしますのは、鋼材の輸出組合の理事長を兼ねておりますので、その方の代表という意味でお呼びいただいたのだらうと思つておりますから、輸出組合といたしましての意見を簡単に述べさせていただきます。政府はこのたび輸出取引法を改正する法案を出していただいております。ことに先ほど申し上げた。結論をいたしまして、政府が御提案になつていられるような線に沿ひましてぜひ決定をしていただきたい、かように考へておるわけでありませう。ただせつかくでありますので、この機会に私どもで話し合ひ

たことについて、簡単に一、二申し上げたいと思つております。それは今度の政府の御提案は、私どもの希望から見ますれば、決して百パーセントのものではない、ごく最小限度のものだと思つておりますので、これだけはぜひ通さしていただきたい、かように思つておるわけでありませう。もつと基本的に申しますれば、私どももいたしましては、強禁法そのものをとつ／＼大幅に緩和するのが、日本経済の発展のためにいいのじやないか、こういう考へを持つておるわけでありませう。日本の産業は、御存じのように敗戦後まだ基礎が固まつておりませぬので、これが大いに助長保護して行かなければならぬと思つておるわけでありませう。その場合に、保護するということは、必ずしも助成金をいただくとか、補助金をいただくとかいうことではなくして、少くとも民間人、産業者が、自分で考へたことが自由に実行できるような仕組みだけはつくつておいていただきたい。そしてつづつて、もしかりにお互いが団結してこの難局を切り抜けよう、それが一番いい方法なんだという考へを、みんなが自発的に考へたら、少くともそれが実行し得るような法制的処置を講じておいていただくということが一番肝要じやないかというふうな私どもは考へておるわけでありませう。ことに先進諸国をごらんくださいまして、わが国よりも、ドイツにいたしましては、英国にいたしましては、ベルギーにいたしましては、製鉄国の全部は少くともカルテルを実施いたしておるのをご存じなわけでありませう。これらと対抗して行くという立場から見ますれば、特に鉄鋼業は遅れておるのでございませうか

四

ら、日本の鉄鋼業としては、団結の力以外にないのではないか、かように私は考えておるわけがあります。ことに私ども過去の浅い経験からでございますが、日本の産業界は一体カルテルの弊害をほんとうに感じておつたのだらうかというところ、そうじゃなくして、お互いが濫発をする、お互いがとも食いをする、そうしてお互いが競争する、その不正な競争、つまり不当な競争により産業の発達に阻害され、日本経済が阻害された部分がむしろ多かつたのじやないかとさえわれ／＼考えておるわけがあります。

それから鉄に関してでございますが、最も大事に私ども考えておりますことは、なるほど不況のときでございますと、何か一応価格を維持することによつて、消費者に被害を与えるのじやないだろうか、こういうお疑いがある、これはもとよりでございますが、私どもも一歩進めて考えますと、そういう意味ではなくして、つまり物が足りなくとも、かるとき、いくら高くても買手があるときには、鉄みたいなもの、あるいは石炭みたいな重要産業はむしろ価格を押し下げなければならぬ、暴利をとつてはいけないのだ、そのとつてはいけないのをどうやつて押えるかという場合に、自治統制で、みんなの自覚で価格を押し下げて行く、これが消費者のためであるのじやないか、こういうような意味合いにおいての独禁法の緩和を私は願つておるわけでありませぬ。私どもから見ますれば、昔の共販時代の経験からして、そういうような動きで私どもとしては動いておるつもりなんですけれども、そういう意味でも願ひ申し上げたわけでありませぬ。

ちろんカルテル行為の弊害はずいぶんあると思ひますが、そういうものを取るに十分なやり願ひなければならぬと思つておるわけでありませぬ。ことにこういう意味から言ひまして、輸出市場はたゞいまお互いがほんとうに無用な競争をしておる実情でございます。アルゼンチンにいたしましても、パキスタンにいたしましても、現に輸出の問題がございませぬが、商社が非常に濫立してございませぬが、私どもと無関係に、ただ商社がアルゼンチンなりパキスタンに行つて、たつた一つの注文をめぐつて競争をしておるわけでありませぬ。あるホテルのごときはまるで日本人だけしかおられない。商社は何もすることなく、ホテルでたゞもうろ／＼としておつて、そういう経費がみなかさんで来ておるというので、アルゼンチンの政府筋の人々も、日本人は何しに來ておるのだらうかというようにお申していらるわけでありませぬ。こういう意味合いからいたしましても、無用な競争を排除する、つまり不当な競争を排除する、という意味で、今度政府が輸出取引法の一部改正を御提案くださったことに対して、私どもとしては最小限度これだけはぜひお通し願ひしたいのでありませぬ、その実現を期待いたしてゐる次第でございます。

簡単にございませぬが、以上で終ります。○永井委員 議事進行で……。この議事は、参考人の方々から一応全部お話を伺つた上で、質疑のある者は質疑をするのか、それともお一人／＼お話をいただいたあとで質疑をするのか、その辺をきめておいていただきたいと思ひます。

○大西委員長 委員長といたしましては、お話を簡単でございませぬが、全部済ましてから質疑をやりたいと思ひておるわけで、御了承願ひます。

次に野崎産業株式会社取締役会長野崎一郎君。

○野崎参考人 ただいま御紹介をいただきました野崎一郎でございます。一言現在の貿易の状況がどういふことになつておるかというのを簡単に加へさせていただきますと思ひます。世界の貿易は現在ドル不足から深刻な競争にかつておると思ひます。現在食うか食われるかというところまで追ひ詰められておるのが現状であります。各国はその国の通貨価値を引上げて、それで物価を引下げて、貿易カルテルを組織いたし、特殊の奨励金制度を設け、あるいは振興方策をもつて輸出特殊優待をつくり、あるいは貿易協定によりまして、先方の輸入の見返りとして、割高のものを当方へ押しつけて買わせるというような方法をとりましたり、あるいは貿易管理とか為替管理から極度の輸入制限をいたしまして、ときには差別的な高関税をかける等、まことに百鬼夜行の状態でございませぬ。しかるに日本人は人口の多い関係か、外商とは今はあまりけんかをしてないで、おの／＼日本人同士が出血してけんかをするというやうな状態になつておると思ひます。戦前は外商と相当に争ひまして、出血しても勝つというやうなことをいたしてお

りました。これは日本の銀行機関とか船会社、保険会社等が先方で十分に活躍しておりましたし、同時に各商社が各地に支店を設け、あるいは出張所を設けて実力を持つておりましたので、このお当ができたのでございませぬが、戦後はそれらを全部失ひました。それで輸出組合のごときものは厳禁されました、しかも敗戦のつらい経験をしておりましたことから、外商と事を構えるやうな気分を失つてしまつて、以上のような傾向になつた次第でございます。この傾向は非常にまずい傾向でありませぬ、先方のお客さんが入つて参ります関係上損をいたしたので、一層値切りまして、自分の身を守るというやうなことから、結局日本人同士の競争を激甚にさせるという結果になりまして、輸出はもうからぬし、またむしろ人件費がかかつて損をするという実情で、実力のないことと相まらまして、勢ひ商売は投機的になつて来るというのが現状でございます。ですから日本品は安くて品物がいいけれども、危険だから取扱うのはいやだというやうなわけで、どうしても輸出組合をつくらなければならぬというところを盛んに叫びまして、米国のウエップ・ポメリン法というのをたてにとりまして、その当時スキヤップの意思にさからつても、大いにそれを主張したのでございませぬ。

これが講和会議以前の実態でございますが、朝鮮事変は世界と一緒に日本もその渦中に巻き込まれて、物価は非常に高くなりまして、それで物価の体系をこわしてしまつたというやうな状態でございます。その後特需があらりました。これは日本の銀行機関とか日本経済は世界経済の大勢からほんとうにおいてけぼりを食つたというのが現状でございます。

それで講和後に輸出組合はできましたけれども、実際は実体がないにもかかわらず、陰のスキヤップの姿にお見えまして、公正取引委員会にも気がねをいたしましてできたのが、現在の輸出組合の実態なのであります。従つてここに改正されることは、まことに時宜を得たことでありまして、むしろ遅過ぎたという感じがする次第でございます。世界の大勢は先ほど申しましたやうな状態でございますので、まことに百鬼夜行のところまで参つておるのでありますけれども、ドル不足は依然としてかんじんの米困が考え直してくれない限りは、ますます深刻になつて参ることは明らかでございます。米国の筆頭のスロー・ダウンから、米国の景気もすでに頂上に達しておることは明らかでありますし、従つて米国の景気が悪くなれば、これがスターリング・エリアの貿易には十倍に響くこと日本に対しては二十倍近く響くこと、これはもう過去の統計で明らかでございます。今のようにいよいよ特需がたよりにならないやうな状態になつて参りますときには、どうして輸出組合法のようなものをつくりますか——無防備の裸で行きましては行き詰まってしまうと思ひます。現に日本の物価が非常に高いということと相まつて、ほんとうに貿易は行き詰まつたやうな状態になつておると思ひます。ここで法文が大改正されまして、一度にたなごころを返すやうによくなることは常識上考えられませぬけれども、現在日

本政府は輸出第一主義ということをおつしやつておられまして、強力な手がこれから後にどしどし打つていただけると思いますが、これがまず第一の手というふうな感じをもちまして、この改正案に対して有効に活用して参るよううにしていただきたい、こう思う次第でございます。輸出組合ができませんについては、組合員にこの組合に入つてよかつたという感じを抱かせることが一番大事ではないかと思ひます。金はかかるし組合員ばかり取締りがやましく言われ、かつアウトサイダーに入つてない方がよほど案だといふような感じを抱かせるようなことでは、むしろ組合がない方がよほどよいわけでありまして、これは組合の幹部のいかにいかに参りますけれども、根本はこの大本であるところの輸出組合の精神がこれに合致しておるかどうかとによるのではないかと思ひます。その点で本改正案を拝見いたしますと、非常にまことにきつても行き届いて注意されておりますことに対しては、私は非常に敬服いたしております。しかしどこに気がなされたか知りませんが、法文が非常にまわりくどくて難解で、しろうとは読めないという感じがいたします。ほんとうのしろうとはばかり寄りまして組合員が、だれが読んでもわかりやすいように簡単に書いていただきたいと思つておられます。

それからアウトサイダーに対する押えがどうもきいておられような感じがいたします。特に外商に対しては妙な気がねをしておられるように思ふ点は、非常に残念に思ひます。もと／＼外商が日本に来て商売する以上は、輸出組合へ入つたらいいじやないか、それをアウトサイダーに残つておつてだだをこねるということには、まことにけしからぬ次第だと思ひます。こんなところの属領気分が残つておると悪口を言われる原因があるのではないかと思われまふ。独立した日本、かつ貿易が独立独立でありまして進んでいくがねなしに大道を闊歩して進んでいくだくというように、私たちは希望する次第でございます。

次にこの組合法はもと／＼野放し自由経済を多少とも制御するということが精神でございますけれども、とにかくこれが統制に走り過ぎないようにしていただきたいというのを希望するものであります。但し外国が違つた政策をとり、またその競争国が違つた貿易政策をとつておられます以上は、ときには当方も一本になつてぶつかつて行かなければならぬという点もございまして、この点も十分この法案に織り込まれておりますことは、まことに時宜に適した改正案だと存じます。これがなすお内地のメーカーとも協定の道を閉じたことは実現を期する点において万全の策としてけつこうだと存じますが、メーカーが先ほどお話がございました不況カルテルのように進むおそれはなないと思ひますし、また同時にこの点は十分注意されて作成されておりますから、杞憂にならんことを希望する次第であります。輸出組合が初め組織されましたときに、濫立しまして、この負担が全部輸出業者にかかる、ただでさえ存立に苦しんでおる輸出業者にこの負担がかかるようでは容易なことではないとおそれておりましたが、ただいま四十組合見当にとどめられたこと

は、これならば何とかやつて行けるだろうと思ひます。ここにこの数までにとどめられましたところの尽力に対して深く感謝をいたします。しかし輸出組合というものはこの上にまた負担がかかることとございまして、輸出組合の組織以上に数を圧縮していただくような方法で制限されることを希望いたします。

なおここに問題の起るのは地域別組合であります。これは先ほど申しました通り、いろいろ／＼な商売が非常に個々に違つて参りますから、地域別組合もできやすいと思ひますが、これはなるべく下部の組合の形においていただくように今から十分御研究くださつて対策を立てていただきたい、こう存する次第でございます。この組合とは意味が違ひますけれども、前にも申し上げました通り、輸出組合の数はできるだけ縮小して行かなければなりません、また中には、独立してやつて行くには経理上やつて行けないという小さな組合も、みな類似法人の中に一括して加入してあります。一応ひとしく一部会となつて組織してありますけれども、その数多い中の各部会が、各自業種がみな違つてあります。また連絡もないのですから、勢いその部会が独立の方針で進んで行くようにしないとなつて行けないのでございまして、現在の法案は、組合の總會の議を経なければならぬということになつております。

たとえて申しますと、自分が関係いたします農産物輸出組合でございまして、たとえはゆり根のチェック・プライスを變更するために、全国の農産物である雑穀、青果物、蔬菜、はつか、除虫菊、澱粉等の業者を、全国から集めて總會を開くということでは、實際問題として、チェック・プライスの變更に日本が動向があつても、世界の落伍国とならなければならぬといふような状態にあるわけでありまして、どうか行政を簡素化していただきたい、慎重な検討はまことにけつこうでございますが、時機を失せず、時宜に適したところの力強い貿易政策を確立して、実行していただきたいということとを切望することを最後に付言いたしまして、御清聴を煩わしましたことを感謝いたします。

○大西委員長 次に日本貿易会専務理事谷林正敏君。

谷林正敏君 次にご存じます。私は私自分のことを申し上げるのは恐縮でございますが、約一箇月半程お参りして、つい最近出て参りまして、昨日こちらに出て来いという呼び出しに相なりました。実は研究が非常に不十分であります、前々から考えておりましたことその他を、御参考になるかどうかかわかりませんが、ちよつと申させていただきます。

それでは本日、この一部改正する法律案となつておりますから、それに対して私どもとしての意見を最初に申し上げます、それから一般論と申すか、そういうものを簡単に申してみたいと思つております。

それでは本日、この一部改正する法律案となつておりますから、それに対して私どもとしての意見を最初に申し上げます、それから一般論と申すか、そういうものを簡単に申してみたいと思つております。

それは第五條の第一項の第一号にあるのでありますが、「貨物の輸出価格が著しく低く、又はその輸出数量が著しく多いため、」云々とありまして、従来は輸出価格が非常に安過ぎる、そのために相手国において関税を上げるというふうなことをされると非常に困るから、この場合には一応調整をするから、こういうことになつておるのであります。ところが今回はそれにさらし、数量が非常に多く入り過ぎるから、その場合には当方で何かこれに対して調節をする、これはもちろんそういう必要があるのであります。ところが、これは實際上それを実施されるとき、あるいはその協定並びに輸出組合ができて、それをされるに、その輸出組合そのものの性質がどうであるかというので、相当大きい影響を及ぼすのではないかと、こう考えておられます。たとえて申し上げれば、その輸出組合がある制限をしておる場合には、格に對して制限をしておる場合には、これが問題になる。つまり、これは先ほど参考人の方からお話がありました。ところが、こういう組合をつくる、しかし入りたくない、こういうものはいいのであります。入りたくても資格がないから入れないというものが若干ある、あるいは相当多数ある、そういうふうな組合において、こういうふうな数量制限をした場合には、その数量制限の恩恵を受けるのが組合員である場合には、その外におる者が非常に影響を受けるのじやないか。たとえ年間一万吨を出す、一万吨以上はたとえ出させてもよそうじやないかという場合に、その一万吨を組合員だけが出せるようにすれば、そのほかの者は

どうするかという問題が一つであります。それから価格の制限、価格が非常に安いからこれを調節するという場合には、これは必要がありまして、たとえ香港なら香港に日本がライオンを出す。アメリカのライオンと全然同じであるけれども、たとえ十分の一くらい安い価格で出せば、相手はどうか悪いだろうというので買わない。だから日本は百円で売る、向うは千円で売るときに、日本は八百円まで持つて行つてもいいわけでありまして。しかしその場合に、品質を日本で相当よくするとか、将来の研究費に充てるとか、その価格の差が将来の輸出の増進のために、有効に使われなければならぬ。そうすれば、輸出増進にもなるし、片や日本の外貨収入も多くなるというので、価格調整の方は私はいと思つておられます。数量の調整の方は逆であります。その数量以上がどん／＼出る場合にこれをチェックするという場合は、日本の貿易全部からいへば、それだけ外貨収入が減る。片やこの目的として、向うで関税その他をやるのを防ぐ意味においてはいいのであります。そういう意味で、これをやるべきには非常に注意していただかなければ困る。それともう一つは、数量制限は実際上どういう方法でやられるか、たとえば季節的に割当てるのか。年間この分をきめても、一度に出るならば、これは困るのでありますから、それをどうするか。あるいは一つのデイスティネーション、目的地には制限をするが、まわつて行つた場合には、これをどうするか、そういうふうな点で、相当嚴重なる施行細則といひますか、そういうものをきめておかないと、これは

なか／＼むずかしい問題が起るのではなからうか、こう考えておられます。それからその次、第三号であります。第三号では、従来は輸出をした相手の土地で、いろ／＼な制度その他がある場合には、取締り規則があつたのに対して、第三号がそこに持つて来ていろ／＼なことをやつた場合の對抗規則であります。その後、一国内の關係事業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。という文句が書いてありますが、これは、なぜ第四号の終りと同じように「その貨物の輸出取引の成立が困難となり、又は困難となるおそれがあること。」というように、輸出のみに限定して書かれなかつたか、こういう点が、私なぞここに国内的に飛んでいのかというふうな気がするのであります。それから第四号におきまして、これは新市場の場合であります。新市場の場合に、相手国が日本からいろ／＼な商社が来るのは自分の方でもわからぬ、何とか一体になつて来てもらいたいというふうなこともありまして、あるいは新市場で向うも一手である、だからこちらも一手で行くというので、こういう必要があると思つておられます。ここに「競争が過度に行われることにより、」ということがあるのであります。これは実際に移されるに非常に問題じやないか。あるときには競争が過度に行われて濫売になる、そういうことを予想してこういうことをつくるという場合もありまして、ある場合には、はむろの競争がなくて、だれもそこに入るものがいろ／＼の条件があつてこわくて入れない、さて売りたいという

ような問題も起るんじやないか。むしろこういう表現よりも、当該地との貿易の健全な發展を阻害し、または阻害のおそれありと認められるときというふうな、これはしろ／＼と考えておられます。そういう方がこれを実行に移すときにやりいひのじやないかと私は考へるのであります。それから第三項の第三号であります。「その協定に参加し、又はその協定から撤退することを不当に制限しなさいこと。」これは非常にけつこうであります。輸出組合法あるいは輸出取引法、こういうものができるときに、これはある事情であるいは入会者の制限をする必要があるかもしれませぬ。しかし正当なる、能力のある業者を締め出し得ないやうなこういうふうな事項はこれはけつこうであります。これは通産当局において実行されるときには嚴重にこれを守つていただきたいと思つておられます。それからもう一つ、前にちよつと返りまして、新市場の問題、これでとりあえずそういうふうな特別の協定なりあるいは輸出組合をつくるという場合はきわめて短期間にしていただきたい。つまりその市場がすでに確立して、新たにほかのものが入つてもできるやうな場合には、前からの組合というふうなものがあるいはその他のものがそこに特権を持つておつては困る。そこでこの場合にはその必要性がある時間限つてやる。なくなつたらすぐやめるといふのをどこかに入れておいていただいた方がいひのじやないか。なるほど第六條においては、通産大臣が必要がないときには認可を取消し得るといふことがありますが、第

七條において輸出業者の方は協定を廢止するときには届け出る、こうあるのは輸出業者も自発的にそういうことを廢止するといふ義務を、これは今回でなくともこの次の御改正のときには入れておいた方がいひのじやないか。つまり輸出業者の方に自発的にやる義務がある。それを通産省の方で監督するといふ建前の方がいひのじやないかと思ひます。これは今回特別にどうこうと言ふことにはあたらないかもしれませぬ。それから次は、ずつとあとの輸入の場合であります。この輸入の場合のいろ／＼な特殊性から、こういう輸入組合の条項をつくられたというものは非常にけつこうであります。これは必要の条項と思つておるのであります。ただ輸入業者をどういふものを指定するか、あるいは輸入組合をつくる場合にどういふものを加入者にするかということが問題であります。これは政令で定めるものの輸入業者というやうなことが第十九條の三にあるのであります。ところが第十九條の三にありますが、この政令で定めるものというものは、その輸入物資、輸入貨物の方を定めるのであります。あるいは同時に輸入業者まで定めるのか、あるいはその輸入業者の資格を定めるのかというところがちよつと疑問に思つておられます。この点ははつきりしていただかないと、ある種の独占といひます。従来ある程度の実績があつたものが、その外に入ること喜びますが、その外に出たものに不公平になるというやうなことで、第十九條の五に、「輸入組合の組合員たる資格を有する者は、第十九條の三に規定する者であ

清席

つて、定款で定めるものとする。この条項にも関係いたしますから、この点ははつきりしておいていただきたい。こういうふうな考えを申します。

以上が私がこの改正法律案に対して考えておる意見であります。総括的に申し上げれば、輸出取引法を最初つくられたこともけつこうでありますし、さらに今回こういうような改正を加え、さらに輸入の方にも新しくこういう条項を入れたらということの時宜に適用するおもうのであります。先ほどからいろいろ世界貿易のことがございまして、当然いろいろな国において輸出対策、輸出促進策を講じなければならぬ、これはその一つでありまして、こういうもの、害のある場合には困りますが、不備であつても、よいものならどん／＼時機を失わないようなどときやつていただきたい。こう考へておきます。ただいろいろの点について私が申し上げましたのは、戦後の経済の民主化という線はあくまでもやはり守らなければならぬと同時に、日本の経済力というか、商社が貧弱であり、力が足りない、これもある程度で對抗しなければならぬ。その両方に非常な程度まであります。国内物価でもある程度安定しなければならぬ。しかし貿易輸出品は下げなければならぬ。これも違つた方向でありまして、これを調節して行くということはお互いかわり合ひであります。と申すもかく大綱というか、メイン・ラインは失わないようにして行くということが必要である。こう考へておきますので、ちよつと私の考えを申し上げておきます。

〔委員長退席、小平委員長代理

○小平委員長代理 以上をもつて参事各位の御意見の御開陳は終了いたしました。質疑の通告がありますから、順次これを許します。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 谷林さんにお伺いいたしますが、皆様はこの法案には御賛成のようございませぬか、しかし今おいでになつておる方々は大資本家、大企業家、大輸出家の方であります。しかしこれがはたして一貫して輸出しておる方々に対してこの法案が欠陥となつて現われて来るというふうなことはございませぬでしょうか。それからこれは一つの輸出カルテルとなつてしまつておると思つておる方々、それに対してどうお思いになりますか、とりあへずその二点についてお尋ねいたします。

○谷林参考人 たいま御質問の、本日出席しておる者は大企業の代表とお言葉がございましたが、出身はそれぞれでございますが、私は少くともそのも関係するところが近いものでありますから、あまり関係をしない方からの声が入つておらないという欠点もあつてはあつたと思つておる。

たいまの御質問の第一でございませぬが、輸出組合をつくる、この法律をつくることによつて、中小輸出業者に対して欠陥はないかということですが、それはたとへば輸出組合自身が最初の目的のように、だれでも希望する者は入り得る。それにはもちろん些少の資格はございませぬ。非常に小さくて、戦後ありましたように貿易を片手間にやるというようなものとか、あるいは一定の店の大きさとか、資本とかのふいふもの、こういうふうな

ものには些少の制限があつてもさしつかえないかと思つておるが、ともかくその仕事をなし得る程度以上の規模を持つ者は全部入れるというふうな加入に自由性があり、脱退に自由性がある場合には、これは全然そういう欠陥は起つて来ない、こう思つておるものであります。ただこういうことがあるものであります。輸出組合というものが非常に多くなる。そうすると、あつての輸出組合にも入らなければ、将来こういう仕事をするとできないのではないか、ところがこちらの方でも輸出組合をつくると、そこにも入らなければならぬといふふうなことになる。これは中小の小さいところでも、相当地きいところでも、最近そういうことは非常に弱るのであります。そこで輸出組合がございませぬときも、その後も、私どももそういうことを希望しておつたのであります。輸出組合はできるだけ数を少くしてもらいたい。そうしてあちらに入り、こちらに入るというふうな経費上のむだな出費というものはよしてもらいたいといふことが一つ。それからもう一つの希望といつたしましては、これが単なる概念的な、輸出増進であるとか、あるいは調査をするとか、そういうことのために輸出組合があつて、そこに入るために相手に売れるというふうな行動を起してもらえなければ困る。たとへば例は先ほども出しましたが、カラチに大勢行く、百人行く、これを何とかしなければならぬ。そのときに輸出組合があつて、お互いに自制して出ないといふことになれば、これは非常にいいわけでありませぬ。これこそ過度の競争であります。これが美談上防止でき

ないといふれば、これは輸出組合ができて何もうならない。ブラックチエーションが多い。ある者が非常に乱売するから値段が多動き過ぎるということであらば、従来の輸出取引法でも押えらる。あるいは安過ぎる場合には云々といふことも押えらる。しかしそうではなくして、大勢で競争する、そこで相手方はいやになつてほかの国から買つて行く場合には、輸出組合がもう少し出て行かなければこれは押えられない。しかしこれは今の安過ぎる方面、あるいは値段が高過ぎるから輸出を阻害するということも押えられるのでありますから、要するに加入のメンバーに制限をしないということならばこれはよい。

それから第二のカルテルの問題、これもまた今と同じことが申し上げられるので、自由のかつこうにすればそういう問題は起らない、こう私は考へております。

○長谷川(四)委員 次にもう一つ伺いたいのですが、この法案を見て、輸出の保護政策の一環として現われて来ておるのですが、あなたのお考へとして、これが輸出また輸入の保護政策だと思ひになるか、もちろんこれだけでは保護政策ではないだらうけれども、従つて保護政策として認めることができませぬか。

○谷林参考人 御説の通り、これが全部ではございませぬが、これは保護政策の一環として確かにその一部を果しておると、こう考へております。

○長谷川(四)委員 専門に御研究なさつておる谷林さんの、現在の日本の輸出のあり方、この不振はどこに欠陥があるかということ、政府がいるから

〔小平委員長代理退席、委員長着席〕

政府に気がねすることなく、あなたのお立場において、あなたのおつしやることが、しかもそれが反映しなければならぬので、政府の役人に気がねして、言うことを控えてもらつて、われわれにも、この審議の過程ばかりでなく、すなわち日本の輸出というものに大きな欠陥を生じて来ますので、御速慮なくおつしやつていただきたいといふことが一つ。

また保護政策にもどるのですが、たとえば先ほどのドイツのような例をとつてみましても、これはわれ／＼の委員会としては相当考へておる問題であります。たとへば税金の問題であるとかいふ面でございます。こういう点については、ずいぶん考へておるのですけれども、なか／＼これが行われてはならないのでございませぬ。さらに外商との問題でございませぬが、当然国内に入つて来て輸出貿易をしようというならば、この中に加入せしめなければならぬ。私はそう信じております。こういう点についてあなたも当然入れなければならぬんじゃないかという御意見ですが、それに対してもう一度はつきりとお伺ひしてみたいと思つてございませぬ。

○谷林参考人 私の考へております日本貿易の現状及びこれをどうしてやつて行けばいいかという御質問でございませぬ。これは最近いろいろな雑誌とか、あるいは新聞でずいぶん論議せられており、通産当局においてもいろいろの対策を出されております。私はそういう対策もろんけつこうでありまして、どれもこれもろんけつこうで

ないといふれば、これは輸出組合ができて何もうならない。ブラックチエーションが多い。ある者が非常に乱売するから値段が多動き過ぎるということであらば、従来の輸出取引法でも押えらる。あるいは安過ぎる場合には云々といふことも押えらる。しかしそうではなくして、大勢で競争する、そこで相手方はいやになつてほかの国から買つて行く場合には、輸出組合がもう少し出て行かなければこれは押えられない。しかしこれは今の安過ぎる方面、あるいは値段が高過ぎるから輸出を阻害するということも押えられるのでありますから、要するに加入のメンバーに制限をしないということならばこれはよい。

それから第二のカルテルの問題、これもまた今と同じことが申し上げられるので、自由のかつこうにすればそういう問題は起らない、こう私は考へております。

○長谷川(四)委員 次にもう一つ伺いたいのですが、この法案を見て、輸出の保護政策の一環として現われて来ておるのですが、あなたのお考へとして、これが輸出また輸入の保護政策だと思ひになるか、もちろんこれだけでは保護政策ではないだらうけれども、従つて保護政策として認めることができませぬか。

○谷林参考人 御説の通り、これが全部ではございませぬが、これは保護政策の一環として確かにその一部を果しておると、こう考へております。

○長谷川(四)委員 専門に御研究なさつておる谷林さんの、現在の日本の輸出のあり方、この不振はどこに欠陥があるかということ、政府がいるから

ないといふれば、これは輸出組合ができて何もうならない。ブラックチエーションが多い。ある者が非常に乱売するから値段が多動き過ぎるということであらば、従来の輸出取引法でも押えらる。あるいは安過ぎる場合には云々といふことも押えらる。しかしそうではなくして、大勢で競争する、そこで相手方はいやになつてほかの国から買つて行く場合には、輸出組合がもう少し出て行かなければこれは押えられない。しかしこれは今の安過ぎる方面、あるいは値段が高過ぎるから輸出を阻害するということも押えられるのでありますから、要するに加入のメンバーに制限をしないということならばこれはよい。

それから第二のカルテルの問題、これもまた今と同じことが申し上げられるので、自由のかつこうにすればそういう問題は起らない、こう私は考へております。

ただこれに越したことはないの  
であります。ただ御承知のように、貿  
易というものは相手がありまして、ま  
た時期を失しては非常に困る、この二  
つの大きな問題があるのであります。  
それから輸出ということも考えます  
と、今は輸出しない。追つて力をたく  
わえてから二年後、三年後にやろうと  
いう考えがたとえばあつたにしても、  
それは全然だめであります。輸出は  
刻々に実績を整えて相手市場に入つて  
行かなければ、これはだめでありま  
す。そういうようなことを考えます  
と、いろいろな対策を立案されました  
も、一月遅れ、二月遅れて行けば、こ  
れは価値を非常にそこなうということ  
を、私はいろいろ機会に痛切に申し  
上げておるのであります。最近どうや  
ればいいかというようなことは、いろ  
いろの方が御研究になつておりまし  
て、私が申し上げるのはおこがまし  
い点もあるのであります。まず第一に  
わが国の物価が非常に高いという問題  
であります。これは物価が高いから相  
手に入らないという説と、物価が高い  
のではない、相手が輸入制限をしてい  
るからで、制限がなくなれば入るとい  
ういろいろの説がありますが、これは  
両方が同時に働くか、おの／＼が単一  
に働くか、いずれにしても一つのみが  
有効の原因であるとは言い切れないと  
思います。そこで物価が高いというこ  
とで安くしなければいけない。ところが  
これが先ほどもちよつと触れましたが、  
国内のいろいろの産業の連関にお  
いて二つの違つた矢じりになりま  
す。一つは国内物価の安定ということ  
であります。これは急激に下げるとい  
うわけには行かぬという／＼な問

題もございましょう。それから国内の  
企業で下げたくても、おの／＼の企業  
の力ではもう限界に來たというものも  
あります。そういうようなところ  
で非常にむずかしい。しかし貿易の面  
を考へてみますと、かりに輸入制限と  
いうものを今除外して考へても、いろ  
いろの国際入札においてあちらこちら  
で実情を見せられておるのでありま  
す。日本の物価は非常に高いために向  
うに入らない。これは貿易が商売であ  
り、各国がおの／＼安いところから入  
れようとしておるときに当然のこと  
であります。ただ物価が高くて、安  
くても輸入制限というものを設けまし  
て、相手にそこで一つ障壁を築かれ  
ば、これはいたしかたないのであるが、  
もちろん輸入制限というものは、通商  
協定、あるいは個々の国との特別な話  
合によつてだん／＼なくして行くと  
いう努力は必要でありましょう。これ  
は実際上政府においてもやつておられ  
ます。日英通商協定、日英支払協定、  
あるいはそのほかの通商協定はだんだ  
んできておられます。ただそういうもの  
ができて参りましても、相手国は相手  
国で最近の国際情勢から貿易が非常に  
困難になつておる。これは御承知と思  
いますが、最近の欧州各国の情勢で  
は、だん／＼国際収支が悪くなる。そ  
うして貿易が窮乏になる。そうする  
と、その目標はどこかというところ、東  
アジアと中南米であつて、日本と競合  
する地域にやつて來るといふことであ  
れば、日本は一步も早く、一時間も早  
くそこに安いものを売り出すことが必  
要であらう、これが第一であります。  
第二には日本が外国に売るときに、  
ほかのわれ／＼の競争国がその国にい

ろいろ許してあります。決済関係の問題  
が相当重要ではないか。これは私欧州  
決済同盟とか、そういうもの詳細を  
知つておりませんが、はたしてそれ  
がどういふぐあいには日本の加入の場  
合にはできるかというふうな、こまかいこ  
とは、もちろんここで話できないの  
であります。その形勢はどうに  
なつて、日本がこのEPUに何かの関係を  
つけて、その関係国には三角、あるい  
は四角の決済をつけるということがで  
きなれば、東南アジアのような、国  
力もあまり大きくなく、経済的にも最  
近特に困つておるといふような国に對  
してはなか／＼むずかしいのじやない  
か。ことにEPUというものはいろいろ  
のな批評はあります。来年終るだろ  
う、あるいは今でもとまつておるとい  
うような批評はありますけれども、と  
にかく従来は加入国は相当の効果を上  
げておる。先ほど申し上げましたよう  
に、貿易自身は相手国があり、相手国  
のやることはわれ／＼としては一応ま  
ねをするというか、同様のことを一べ  
んしなければならぬ。それをこつちで  
してはいるうちに相手はそれから他に移  
る。そのときにわれ／＼がそこに移  
る。そういうことは何にもならないのであ  
ります。相手がやつておるうちにわれ  
われとしてもそれをやるということが  
必要であらうと思つておる。それから  
いろいろの問題があります。それから日  
本が外国と非常に孤立して——外交上  
いふものは今申し上げることはおかし  
いことではあります。経済の方、ある  
いは貿易というものがどうしても孤立  
せざるを得ない。これは人情、風俗、  
地理的にいふまでもいろいろ／＼むずか  
しい。それから各業者にしましても、

なか／＼商品的に国際道徳を守り切れ  
ないものも従来多かつたというふうな  
こと。ところが一方御承知のように欧  
州の経済同盟というものは戦後着々と  
してあらゆる面であつておる。政治的  
には欧州同盟がありますし、それから  
シニーマン・プランもできますし、あ  
るいはフラン・プランという農業開  
発の同盟も結ばれておる。関税同  
盟もやろうとしておる。運輸の同盟も  
しようとしておる。結局欧州というも  
のが一緒になつておる／＼なことをや  
らうとしておるときでありますから、  
われ／＼として孤立しないように、  
なるべく連絡をとつてやるようにした  
い。そこで私は、これは希望としてい  
つでも述べておるのであります。日  
本のそういうような通商貿易の首脳者  
は、先方のそういう首脳者とも常時  
いろいろ意思疎通をやつて行くことが必  
要ではないかと考へておるのでありま  
す。これは非常に何回も言つておりま  
して、またそういうことはなか／＼む  
ずかしい、それが日本の貿易の一つ  
のがんであるとも思うのであります  
が、欧州の諸国、ことに主たる貿易国  
に比較いたしまして、日本は貿易関係  
の調査機構といたしまして、調査機能が  
欠如しておる、いろいろ／＼方々にありま  
すけれども、なか／＼予算がなく、人  
もなく、そういうような十分な研究と  
十分なデータも集めておりません。  
そこでシニーマン・プランあるいはド  
イツの促進策がある欧州はどうかとい  
うときに、その都度日本から向うに行  
つて研究しなければならぬ。そこにど  
うしても数箇月の遅れがある。それで  
向うのよすころにこつちはようやくや  
るといふことになるのであります。

これは今後日本が貿易立国ということ  
を考へ、日本の貿易をもつとふやすと  
いうことを考へる上からは、どうして  
も貿易関係の調査機構のはつきりした  
ものをつくる。そして民間もあるい  
は官界も、このデータを常に集めつ  
つ、そこで経験者あるいはその方の長  
老の意見を聞くということでもなければ  
対策のはつきりしたものがどうしても  
出て來ない。アメリカにおいても御承  
知のようにスターリング・エリアの研  
究機関その他非常に膨大な研究をや  
つておられます。あるいは不況対策とい  
うものもイギリスにおいては十分や  
つておられます。日本においては貿易対策  
というものは今やつておりますが、さ  
るいはアメリカに不況が起つたならば、あ  
るいは欧州に不況が起つたならばどう  
いう影響があるかということ、私の知  
つておる範囲においてはこれは掘り下  
げてやつておるところはまだ聞いてお  
らない。こういうものが全部一休とな  
つて初めて日本の貿易というものが今  
後増進する。

最後に私一つつけ加えたいのは、貿  
易に對する日本の対策であります。戦  
後御承知のように、あるときは輸出が  
第一である。日本は輸出国であるから  
輸出しなければならぬという時代があ  
り、やがてある時代に輸出が出ると、  
輸出はインフレだ。そうして赤字輸出  
をする必要がないからとめておいても  
いい。だから余つた金を輸入をしろと  
いうようなことがあり、輸出、輸入と  
いうものは、山川々々と谷引きして進  
んで來るのであります。御承知のよう  
に輸入は相當大きな業者がやつてお  
ります。しかし輸出は零細業者も含めて  
そういうものが一生懸命やつてお

すから、時の政府の施策というものは輸出に最も大きな影響を及ぼすのであります。輸出に対していろ／＼な補助をする、輸出を大いに助成しようというときに、これは銀行の下部機構から全部そういうものがそういう気分になります。そこでそこをどうしても力を入れますが、これが逆のときにはその打撃というものはつとどいというよりなこと。それで日本はやはり輸出が一番必要だ、いつも輸出が第一だということが必要じゃないか。たとえは外貨が余つて日本がいろ／＼考える。それはデフレーションその他を考へればこれは心配ではありましようが、世界のどこに外貨が多くあり、輸出が多くなつてそれを心配する国があるかと思つてありまして、どうしても日本が外貨をかき必要があるならば、あらゆる機会に——しかしこれは正しい方法で、いい品を安く、そうして多く売るといふことが必要である、私はこういふように考へております。

それから第二の点であります、ドイツに関連して外商の問題の御質問がありました。外商はどうしても輸出の方にも入れるべきである。組合の方に入れるべきである。あるいは輸入にしても組合法がある以上、その中外商も包含しなければならぬではないかというお話ですが、これは私前に申し上げましたように、組合がある以上全業者がこれに加入すべきである。アウト・サイダーに対する心配というものはない方がいのである。ただ今の組合法ではこれをどうしても入れるという魅力もありませんし、力もないというふうな関係で、これは遺憾ながらその組合なるものが非常にアト

ラクティブになる仕事をするというようになれば、自然的に入つて来る、こういうふうな考へております。

○長谷川(四)委員 大体現在の輸出にいたしましては金をもうけていたのだ、皆外商でよく御存じの通りであります。犠牲を払つていられるのはだれか、日本の生産者、また日本の消費者でしよう。こういうふうな点等は今後本の問題といたしまして、お話の通り日本政府そのもの、すなわちそれに対する調査研究というものが少い。これは私は政府も少いであらうが、大企業者になき過ぎはないかということもまた指摘しなければならぬ。たとえはよその国に行つてみて一つの会社があつて、一つの会社があれば必ず研究所を持つておる。そういうふうによつておる。ところが日本の人たちはどうも景気が悪いとか、輸出が振わないとかいつても、少しもみずからの創造性をもつてこれに當つていない。どこか欧州でこんなものが出るやうだ、それではやつてみようかという、いつでも他動的でなければ物事が起きてない。これが一番大きな欠陥だと思つて。それほど日本人というものは能力がないかと思つて、日本の歴史から見てもそうでもないやうだが、どうもそういう面においてはそういうふうな考へられま

す。私は先日ラビットの工場を視察に行きました。ところがあれだけの大工場であつて、これが私のところの研究室でございますとよくはすかしくなく見せられるか。これがどうして私たちの研究室かといつてわれ／＼に見せられるか、どうしてわれ／＼がそれをラビットの研究室として考へられ

るか。ただその品物が出て行つて売れておればいい、あとの研究は何にもしておらぬ。それで行詰まつたときに初めて研究しようといふことになる。並行した研究をやつていないといふところが欠陥があるのじやないか、こういうふうには私は思ひます。従つて私は谷林さんに申し上げたいのは、こういうふうな欠陥をあなたも指摘して以上は、大いに業者の各位にこれを推進していただかなければならぬと思つてから私は申し上げるのでございます。

従つてもう一点だけ伺つてみたいのですが、稲山さんにお伺ひしたいのですが、日本の貿易のあり方といひ、またあなたが先ほどおつしやつた中にいろいろ御不満もあつて、ただこれも賛成だといふばかりではないやうでございませうけれども、もう少しあなたにこの法案に対する欠陥の指摘がなければならぬと思つて思つたのですが、それがございませんでしようかといふことです。これをひとつお伺ひしたいので

す。

○稲山参考人 決してこれで全部いいという意味では申し上げたものではな

いのです。今のいろ／＼な情勢をわれわれも承知しておりますが、これ以上望むことはできそうもない。そんなことをやつて時間をかけているよりは早

い方がいというふうな考へておりますので賛成を申し上げるわけであり

ます。

○長谷川(四)委員 一たび法律が法律としてでき上りますと、これがなかなかすぐ改正するといふわけには行かないのであります。ここで一日や二日

どうなつていても、つと慎重にして万全を期さなければならぬ。あなた

も御承知の通りの日本の輸出の状態でございますので、政府もこの法律をつくり上げて、輸出をよりよきものにして行きたいのだという気持ちでござい

ますが、何かこれには欠陥がありはしな

いから、そういう欠陥があれば織り込ま

なければならぬ、そうして振興をは

かりたいといふのが私たちの考へ方であつて、その審議に當つていられるわけ

あります。谷林さんに最後にお伺ひを申し上げたいのは、先ほどあなたがお

つしやつたことは、私も先日指摘して

おいたのでございませうけれども、第五

条、第十六条等々の点についてあなた

が言うてくれましたけれども、その欠

陥をあなたが目で見ても、この法律はこ

ういふやうにつくるべきである、そ

うならば、必ず日本の今後の輸出に

もよりよいものが報いられるだらうと

いふお考えを——大きな方が今日来て

おりますし、小さい方もおるので、そ

れを総合してみても、どういふやうに訂

正して行けばいいかといふことを、政府

に御慮なく御提出願ひたいと思つて

ございませうが、委員長からもその点

をお願いをしていただきたい。以上を

もつて私の質問を打ち切ります。

○大西委員長 次は永井勝次郎君。

○永井委員 野崎さんにお尋ねいたし

たいと思ひます。先ほどのお話では、

この法案はカルテル的な点もあるが、

それよりも独禁法そのものは早く廃止

すべきではないかという御意見であつ

たと思つておりますが、独禁法はふらち

ある、早く廃止すべきであるといふ

うにお考えになつておるかどうか。そ

れから経済の民主化といふ問題をどう

いふふうにお考えになつておるか。そ

れから西歐各国の輸出対策をいろ／

く

お話になりましたが、輸出対策の基盤としてのそれ／＼の各国の経済的基盤——イギリスなり西ドイツなりの各

先に低金利をもつて金融するというような方法をとつたり、いろ／＼の方策をとつておりますが、これは輸出に向つて、ことに国際競争のものに對して、非常な大きなフエーザアを手えております。たとえはフランスのようにな、そういつては何ですが、ああいうような財政の非常に困難な状態にあるにかかわらず、輸出に向つては四百六十億フランの補助金を出してあります。これについてはIMFという通貨基金制度に対してもかなり問題になる点もありますが、実にそういう点は大胆にやつておる次第でありまして、これを民主化とかいうような国内問題には關係なしに実行しておるといふのが現状なのであります。ですから先ほどのトラストその他につきましてもの御意見は、これは稲山さんからお話がありましたので、それにお譲りいたしますが、大体そういうような状態であり

○永井委員 それでは前の問題について、独禁法の問題、それから国内経済の民主化の問題に對する考え方をひとつ承りたい。

○相山参考人 問題が大きいので、私もどうもわかない問題でありまして、お答えができないと思つておりますが、ただ私どもとして簡単に考へておきますことは、要するにアメリカかみたいた高度の資本主義で、高度の産業の獨占の弊害の現われているところまで行けば、それはあるいは独禁法その他を設けて、そういう弊害を積極的に除去して行かなければならぬ必要はあると思つておりますが、日本がはたしてそこまで発達しているのかどうかという認識の問題だと思つて

ますが、私どもは、まだ日本はむしろ逆に競争の弊害が出ておる、獨占の弊害よりは小さなメーカーが濫立するとか、あるいはいろ／＼な競争状態の方から来る弊害の多いときに、かりにみなが手を握つて、生産原価を維持し、また将来も生産原価以上に値を上げないというように、みんなで暴騰、暴落を防いで価格の安定をはかるといふ必要のあることを認めていられるものを、そういう協定をしてはいけないのだという法律をつくる必要はないのじやないか。むしろものによつては、そういう協定をさせて、それを監督して、価格の安定をはかると同時に、その産業を育てて行く。価格が安定することによつて、その物資を消費する関連産業もかえつて事業が榮えて行くといふことを私は考へておるのであります。つまり安いといふことよりも、とにかく価格が安定するといふことが一番大事なのじやないか。しかる後にもちろん価格が安くなるなければいけない。こういうような考え方から申し上げておるわけであり

○大西委員長 永井君にちよつとお話いたしました。谷林さんは四時に参議院の方へ呼ばれておられますので、も御質問があつたら、谷林さんの方を先にしたいと思つておられます。

○永井委員 討論をするのはございませんで、いろ／＼お話をしていただきたいと思つておられます。谷林さんにお尋ねしたいと思つておられます。今輸出貿易の關係で当面われ／＼が特に要望しておることは、ガット加入の問題であります。それから輸出の取引についての外国からのいろ／＼な政治的、経済的な介入が現在ある。そ

ういふものを獨立して自由にできるよいうな条件を確立する。すなわち日本經濟の自立性を確立するといふ問題です。それから国内的には經濟の計画性、長期展望を持つた一つの計画を具備するといふような事柄、それから海外の状況を正確に把握するといふような事柄、さういふ一連の問題が当面喫緊の要件として、われ／＼が期待しておるところではないか、かように思つておられますが、これに對する御所見を承りたいと思つて

○谷林参考人 ただいまのお話は私もその通りに考へておられます。いろいろなそういうような条件全部を集めて、やはり經濟の自立性といふことをどうしてもはからなければならぬ、こういうふうな考へておられます。これに關する点は、先ほども申し上げまして、もう一べん重複するのじやないかと思つておられますが、結論的に申し上げたいと思つておられます。

○中崎委員 谷林さんにお尋ねいたしました。この改正案によりまして、輸出並びに輸入の両方面にわたつての改正になつておると思つておられます。輸出の場合においては、以前も認められておるわけですが、今度は輸入の場合も新しく業者の協定並びに輸入組合等が認められることになるわけですか。ところが輸入と輸出は相当性が違つておつた。輸入の場合にはさう無制限に組合をどん／＼つくらしてやるということはない、かえつて自由公正なる取引がある程度阻害するといふ心配もあると思つておられます。それで外国の事情等によつて、ほんとうにやむを得ないもの、たとえば米とか小麦とか棉花とか、さういふ特定のものと、あるいは特殊の業種に

ついてのみ、こういうものを認めて行く。さらに將來の状況に依つて、追加する必要がある場合が生じたときに、それについてまたあらためて国会等で審議すればいいのではないかと。輸入の場合においては、業種を指定した方がいゝのではないかと考へておられますが、その点はいいかがござい

○谷林参考人 その点は私先ほども輸入組合の点で特に強調したのであります。御承知の通り輸出と違ひまして、輸入は実態はいい方がいいのであります。ただない方がいいのであります。問題になつておるあるいは棉花であるとか、あるいは米であるとか、これは國民の食糧生活といふ事柄、非常に重大なる生活要素をなすものでありますから、何か相手國のいろ／＼な事情が、日本側で大勢の競争があるために、高いものを買わなければならぬといふようなことになる、これは日本として非常に困りますから、そこで輸入組合ができる、これはいいのであります。御説のように私もこれは極力しほつていただきたい。輸入組合の数は非常に厳選をしていただきたい。それからその役目が済んだならば、すぐこれをよしていただきたい、こう考へておるのであります。

それからこれは輸出の方もさうであります。ある一地域にある複数の品物を扱うといふような組合ができた場合、これは個々の場合、たとえば今回のアルゼンチンの場合、向うから小麦を入れてこつちから鉄鋼を出す。向うの關係でこちらがある商社を指定した方がやりいゝといふような場合はやつてもいいのですが、そのかわりそれが

済んだら、すぐよしてしまふ。だからその次にはほかのものにもチャンスがある。こういうのはいいのであります。ある地方にある業者がそのときに、必要性があるためにつくつて、それがある期間だけつと永続するといふような場合には、これは非常に注意して、できたらすくすといふようなことにしなければならぬ、こう考へてお

○中崎委員 次にお尋ねいたします。この法案によりまして、だれもかれも業者の強制加入ではないのです。ですからアウト・サイダーが当然出て来ると思つておられます。法案の趣旨によりまして、アウト・サイダーに對しては遵守すべき事項を組合自身が定める、あるいは今度通産大臣がこれにさらに強力な命令みたいなものを出せることになつてお

それです。二つの問題があるので、一つには、そういうことは組合の自主的な運営によつて、まず規約の面において、どういふ事項とどういふ事項とをアウト・サイダーに遵守させるんだといふような事項を組合が自主的につくつて、その方法を厳守させて行く、これが一つなんです。もう一つは、それといつても、無制限といふか、アウト・サイダーにほとんど手も足も出ないようにならなかつて行くといふようなことは行き過ぎだと思つておられます。それで遵守すべき事項の範圍を一体どこまで組合がアウト・サイダーに及ぼすかといふことも限界を置くべきだと思つて。従つて今度通産大臣は組合を通じて組合の自主性にまかす、さういふ方針で行くべきだと思つて



の意味をさしているのかどうかわかりませんが、この為替チエンジのうまみを商社自身に持たせるといことが、一層この筋をつけて貿易振興なり、あるいは外貨獲得なりに非常に貢献をすることでないか、この点は一体いかなるものでありましようか、御意見を承りたいと存じます。

○谷林参考人 非常に大きな問題で、はつきりしたお答えができるかどうかはわかりませんが、まず日本の貿易不振の事情——先ほどの私がお話し上げた以外に、商社資本が非常に小さい、それで信用もないから、できないんじゃないかという御質問であります。戦前に比較したとしても、外国の商社と比較したとしても、小さいのであります。それがために信用がなくて、それで貿易ができないのだというところは、ある部分にはそういうことが言えるかもしれませんが、全般的の大きな問題といたしましては、それはなつておられないのであります。私考えるのには、従来の関係があつて、戦前にも相当信用ある取引をした、その流れをくむA、B、C等十か二十というものは外国でも知つての他信用は、それに対しては人的関係その他信用は、それでありませんが、日本の商社としてのおのが規模が非常に小さくなつておりましたために、戦前のように各地各方面に十分なスタッフを出して、そこで貿易をするというふうなこともできない。

あるいは先ほど商社の方の調査機関が云々というお話もありましたが、これもやはりいろいろそういう関係がありまして、戦前のように十分そういうこともできない。あれやこれや、そういう

うことが商社の力を小さくしている。そこで商社が小さいから、従来なら貿易ができるところができないという部門もあると思ひますが、信用云々というほどの強い問題では——戦後すぐありましたが、現在ではそういう面は少なくなつたのではないかと考えております。そこで第二の問題の、信用増大についてどうするかというふうなことは、当然各商社がなるべく堅実な、そして大きな組織のものが出て行く。

戦前においても日本の三井とか三菱とかあるいはその他数社ありましたが、そういうのは世界にも例を見ない特殊の商社でありまして、これは日本の貿易自身が、御承知のように固が小さく、貿易は世界と同じようにやらなければならぬ。国内の事情、言葉の事情が違ふのに、それと伍さなければならぬという特殊事情がございましたが、これらの特殊の会社があつたためにできた。それと比べては非常に今劣つております。どうしてもそういう点で強化しなければならぬ、これは確かにその通りであります。

それから先ほど外国関係の問題がいろいろあるが、そのほかに為替の問題もあるんじゃないか。つまり国内だけで処理できる問題で、貿易不振の方の何かの原因をなしてある、たとへば手数料その他いろいろあるから、それが善をしておるだろうというふうな御質問であります。これは中小のみならず、大きなトレーダーにいたしましても、今日金利が高いというところは、各商社とも声を大にして言つておるのであります。手数料その他の問題もありませんが、その中でも特に言えるものは金利の問題で、これはできるだけ国際水準

に近づけて安くしてほしい。そのみを安くして何ほどの利益があるかというふうな議論も聞くのであります。貿易促進対策は、一つのものでないというふうな力のあるものはなか／＼むずかしいのであります。いろいろものを合せて一本にしなければならぬ。そこでそういうものもできるものからやつていだけたいと私は平生から考えております。

最後に為替操作の問題で、戦前はいろいろ為替操作ができたが、戦後はできないというお話であります。戦前でも各商社が直接できたわけではありませんが、各商社が当時の正金銀行なりあるいは三菱三井その他の店舗を外国に置いておる銀行を通じて為替操作をやつておつたのであります。そして各商社がそういうことをやるという、その一歩前に、日本銀行が外国の方々の為替銀行と相俵して、そこでいろいろの外貨の売り買いというふうなことをやつて行けば非常によいのであります。これは御承知のように、日本の現在の外貨保有量が非常に制限されておる。それから戦前においては、そういう心配がなかつたのみならず、いかなるときでも——と云うと語弊がありますが、とにかく借越しもできりあります。今日は現在持つていた時代でありまして、金のない時代がなくなれば、金のなくなつたのが運の尽きと申しますか、何もできないというふうなことで、なか／＼為替自身を手放しにすることは今むずかしい、これは私もそう思うのであります。商社自身ができることも遺憾であります。せめて外国銀行がある程度にできるようになり、大蔵省云々というお話

もありましたが、大蔵省が全般的に見るといふのは、戦前でもそうと思ひます。ただそこにはいろいろな為替専門銀行——これは最近の問題でもありまして、なか／＼簡単にはいかぬむずかしい問題であります。教行なりそういうものが必要と思つてあります。これはいろいろ問題がござりますが、すぐにはできないと思ひますが、私もおつしやるようになるべく為替の自由化、そこにはドルとポンドの兌換もできないという、戦前と非常に大きな違いをなしておりますから、日本が相対的な国力があつても、ドルとポンドのとりかえはできないという問題もありません。いろいろむずかしい問題もありません。貿易の方もやりやすくなると私は考えております。

○加藤(清)委員 先ほどの稲山さんのお話にも、売込みにしても、買付にしても、商社がたたく銀行つて——パキスタンの例が出ていたようですが、非常に経費がかかる。従つて高くなる。だからカルテルが必要であるというお話がございましたが、今日売りにして、買いにしても、メーカーが直接行つておる場合もあるように聞いております。買付でも、事貿易に關しましては、やはりエキスパートが当つて、なるべく売るのは高く、買うものは安くというふうに行つた方がよいのではないかと。そのためには少々経費はいつても、それ以上安く仕入れた幅の方が多くなるという見地から考えまして、この際もつと商社の進出をはかるべきである。いわば貿易政策と申しましては、そういつたものを助長させると

いうことが必要のように考えられますけれども、やはりメーカーが直接商売に當つた方がよいのか、あるいは商人が當つた方がよいのか、あるいは専門の商社が戦前のように當つた方がよいのか、この点は両者にお伺ひしたいのですが、お急ぎのようござりまするか、谷林さんに先にお伺ひいたします。

○谷林参考人 どうもむずかしい問題でありまして、稲山さんのような専門の方をわきに置いて、申し上げるのはどうかと思ひますが、しかしこれは理論ですから、理論を申し上げます。私はいこう考えます。今おつしやつたように、貿易はあくまで貿易業者の仕事でありますから、買うにしても、売るにしても、貿易業者が出るということが妥当である、至当であると思つておるのであります。ただ最近原料資材の買付であるとか、あるいは物を直接売るとか、メーカーの方が直接行つておられるという場面があるわけでありまして、それは先ほどのお話にもありましたように、貿易商社それ自身非常に弱体である、あるいは貿易商社にエキスパートが少い。ことに信用の問題が——国外ではありませんが、国内のメーカー・サイドからある点においては、メーカーの方も行つていろいろやられるようでありまして、しかし最近私が行つておられるのは、メーカーも直接行つておられますが、現地に行つておる、あるいは国内で、いろいろ話合つて貿易商社それ自身をどうもお使いになつておるよう聞いております。それから戦後すぐは各メーカーとも間にトレーダーを入れるということは、屋



事変を控えまして、アウト・サイダーが濫立した当時でございます。従いましてわれ／＼は安く売るのですが、アウト・サイダーが高くてやつてしまおうということになりまして、どうにもしようがない。しかたがないので外国からわれ／＼は鉄を買入れたのでありませぬ。それをブールして安く鉄を供給するという仕事をやつたわけでありませぬ。そこで日本鉄鋼連合会というのがその後できたわけでありませぬが、その日本鉄鋼連合会ができた動機は、そういう時代を背景といたしまして、これでは必ず鉄鋼業者は非難を受ける、これではいけないから、何とかして安く供給する組合をつくらうじやないかというので、私も二、三寄りまして話し合つた。ところが、入らなかつたらどうするかという事だつたのです。が、入らなくてもしょうがないじやないか、三軒でもいいからやつてみようじやないかといつて唱道をしましたところ、皆さん御賛同くださいまして、鉄鋼連合会ができて、昭和十六年に鉄鋼統制会のできますまで四年間継続いたしましたわけで、そういう関係で、鉄に關しては私もはそうしななければいけないじやないかと実は考へておるわけでありませぬ。だから朝鮮事変が起きまして、あそこで暴騰をいたしました。そのときにはカルテルはございませぬ。従つてみな高く上げて行くわけでありませぬ。高く上げて行つた場合は、必ずどこかで暴落しなければならぬ。そういうことがあつてはたいへんだからというので、メーカーで話し合

うのですけれども、これもカルテルがありませんから、話し合うという程度で、たいへんだ、たいへんだということをお話し合はかりで終つておつたわけでありませぬ。そういう意味合いにおいても、われ／＼としてせむひとも鉄についてはカルテルをつくらうじやないか、むしろ強制カルテルをつくらうじやないかというように考へておるわけでありませぬ。カルテル全体がどうであるかどうかは私は保証しておりませぬ。但し問題は、日本が輸出組合法がございまして、輸出組合がたくさんできておりますが、ほんとうに業界でひとつ価格安定をするためにやつて行くじやないかという意味で現に動いてる組合は、私はほとんどないじやないかと思つておるわけでありませぬ。だから要するに日本人というのは、手を組んで行くという場合に競争を停止することのできない国民なんです、カルテル法をつくらうじやないかと思つておるわけでありませぬ。実行する組合はほとんどないじやないかと思つておるわけでありませぬ。あるいはそろ／＼統制会ができたけれども、ああいうのは強制だかしたけれども、ああいうのは強制的なカルテルは、私は日本ではなかなかできないじやないかと思つておるわけでありませぬ。ですからできる組合はほんとうに必要な組合なんだから、そういうものを監督して行くべきじやないかという意味で私申し上げたのでありませぬ。それから鉄が高いために関連産業が困つておることは、私非常に同感でございます。これは何とかしなければいけないわけでありませぬが、しかし私もいたしませぬ、決して無責任にやつておるのではなくて、高い

高いと言いますが、どこ比べて高いのかという問題となるのですが、かりにアメリカに比べて高いということになりますと、確かに高いと思つておるわけでありませぬ。五分くらい高いじやないかと思つておるわけでありませぬ。しかしそれに使つておる鉄をつくるための原料は二割五分どころの騒ぎじやない。非常に高いものだらうと思つておるわけでありませぬ。だからかりにアメリカの業者と同じに原料を手えられたと仮定して、なおコストが高い場合には製鉄業者の責任だと思つておるわけでありませぬ。私どもとしては、鉄が高いと言われれば、今度は鉄は石炭を使いますから石炭が高いと言ひ、結局いぢごつこになつておるわけでありませぬ。この問題で鉄が高いということを取上げる前に、日本の物価が全部高いということをお認めしていただきたいと思つておるわけでありませぬ。アメリカと日本の、かりに二十品目くらいの重要な物資をとつて比べてみましたけれども、日本で安いのは繊維製品だけだと思つておるわけでありませぬ。ほかのものはみな高いと思つておるわけでありませぬ。高いのほなぜかという、大体石炭を使いますから、石炭の関連産業はみんな高い。石炭を使わぬ産業は安いのでありませぬ。そういう意味では、決してのれ口をきくわけではありませぬが、もつとほんとうの解決の道は鉄にあるのではなくて、鉄を構成する原料にあり、その原料を構成する労働にあるというように、もつと基本的なものじやないかというように考へておるわけでありませぬ。

○加藤(清)委員 私私専門家の稲山さんをつつつかまえて、あなたの鉄が高いから安くしろという事を言うておるわけではありませぬし、また専門家に向つてこれをつつつけようといううな大それた考へ方は、牛車に向うかまきりでございまして、そんなことはつゆさら考へておりませぬが、少くともこの法案を審議するにあつて、いろいろ専門家のあなたの御指導をいただきたい、こういう気持ちでお尋ねしていただくわけでありませぬ。ひとつ親切にお教へを願ひたい、こう思つておるわけでありませぬ。私が疑問に思つておる点はおつしやる通りでございます。日本の鉄の安いのは石炭が高いからだ、いやそれだけではない、全般にコストが高いのだという場合に、なおかつそのコストを引下げるためにはカルテルを強化した方がよい、こうおつしやつたのですが、そういうことをしてはたしてそのコスト高の声を安くさせることが可能であるか否か。もし可能であるとしたらばどういふ点からそういうことが生れて来るか。カルテルを行つたがためにコストが下るといふゆゑんのものをひとつお教へ願ひたい、こう思つておるわけでありませぬ。

○稲山参考人 コストを下げるためにカルテルをつくらうじやないかを私は申し上げた覚えはないのでありませぬ。つまり価格が暴騰する場合には、暴騰を抑えるカルテルというものを申し上げたのでありませぬ。必ずしもカルテルだからコストを引下げられるということではないと思つておるわけでありませぬ。しかし非常に関係はあると思つておるわけでありませぬ。法律によりまして、かりに生産分野の協定が許されるということになりますれば、生産集中ができますから、各会社で得意のものを集中してやればコストが下るとか、そういう意味合いにおけるカルテルの利益はコスト引下げに

関連があると思つておるわけでありませぬけれども、しかし今度カルテルをつくらうじやないかには私も考へておりませぬ。コスト引下げの問題は別途の問題だと思つておるわけでありませぬ。

○加藤(清)委員 では最後に一つ伺ひます。この正月ごろお宅は値上げをおやりになりましたか。それからは去年の五月だつたか六月だつたかはその記憶しておりませぬが、そのころから仙台のメーカー七社ばかりが操短をおやりになりましたか。そこでこういう鉄の安い折に、なおそういう声を押し切つても操短をしなければならぬ、こういう点を教へ願ひたい。

それからもう一つは、私の考へ方から行きますと、操短をした場合には、価格を下げるのをとめて、価格を保持するということには非常に有効だと思つておるわけでありませぬ。もう一つは、カルテルを行つて得した例は見ないといふ、それに似たお話がちよつとありましたが、鉄鋼業界の歴史のこととは私よく存じませぬ。しかしながら、綿紡、毛紡の方におけるカルテルは、明治二十三年以来十一回にわたつて行われておるわけでありませぬ。この綿紡が半世紀間にあれほどよく伸びて世界に君臨することができたゆゑんのものは、これはカルテルのおかげであるといふことを商工行政史がはつきりと述べておるわけでありませぬ。この商工行政史に資料を手えられた方は何を隠そう綿紡の方々である。こ

ある、かように結論づけておるわけ  
でございますけれども、その考え方は  
たして間違ひでありやいなやという点  
についてお尋ねしたい。以上でござい  
ます。

○稲山参考人 結局私はカルテルは価  
格を上げるとか下げるとかいう、その  
上げたとか下げたとかいうのは一時的な  
現象でありまして、あるいは非常な安  
いところから上つた場合と、非常な高  
いところから千円下つた場合と、その  
千円の価値というものは非常に違ひの  
であります、われ／＼から見ても最  
も間非なのは、その産業がコストでペイ  
して行くかどうかということが大事な  
んだらうと思つてあります。つまり  
価格の安定ということをやつてカル  
テルをつくるべきだということに考え  
ておるのでございます。それはある一  
時の不況から、できれば千円上げた  
ということになります、あるいは高い  
ところでカルテルをこしらへれば、そ  
のカルテルによつて価格を安定させよ  
うという安定点を求める場合は、下げ  
ることもあるのであります、それは  
現象の問題だと思つて、むしろわれ  
われは価格の安定を望むカルテルをつ  
くりたい、こういうふうに考えておる  
のでございます。

○大西委員長 他に御質疑はございま  
せんか。——他に御質疑がなければ、  
この際参考人各位に対し一言、ごあいさ  
つを申し上げます。

参考人各位におかれましては、それ  
それのお立場より忌憚のない御意見を  
お述べいただきましたことにつきまして、  
お礼を申し上げます。法案審査の  
ため資するところきわめて大なるもの  
があると存じます。委員会を代表いた

しまして私より厚く御礼を申し上げます。

この際お諮りいたします。中小企業  
金融公庫法案に關し、農林委員会より  
連合審査会を開きたい旨の申出があり  
ますので、本委員会といたしまして  
も、農林委員会と連合審査会を開くこ  
とをいたしたいと存じます。が、御異  
議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○大西委員長 御異議なければさよう  
決定いたします。

なお連合審査会は明日午後一時より  
開会いたします。

またこの際お諮りいたします。ただ  
いま大蔵委員会において審査をいたし  
ております関稅定率法等の一部を改正  
する法律案に關し、大蔵委員会に連合  
審査会を開きたい旨の申入れを行いた  
いと存じます。が、御異議ありません  
か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕  
○大西委員長 御異議なければさよう  
とりはからいます。

本日はこの程度にいたし、散会いた  
します。  
午後四時五十三分散会

昭和二十八年七月二十四日印刷

昭和二十八年七月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局